○法務省告示第四百四十五号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同令及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十七年八月三十一日

法務大臣　上川　陽子

登記所

登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第三十九号）の規定によりその商業登記の事務が仙台法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の仙台法務局塩竈支局、古川支局、大河原支局及び登米支局

指定の効力が生ずる日

平成二十七年九月十四日

○財務省告示第二百七十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

附　則

この告示は、平成二十七年八月三十一日から施行する。

○財務省告示第二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	一三トン
四	一五、四三八トン
五	四五五トン
六	二〇トン
七	三トン
八	○トン
九	一〇、八四七トン
一〇	二、四八九トン
一一	三、〇六三トン
一二	二三、二四七トン
一三	一、八〇二、九三五トン
一四	四一七、〇七〇トン
一四の二	一七三、一五八トン
一五	三三一トン
一六	一、四八八トン
一七	四四、七六五トン
一八	四、二五八トン
一九	四五四トン
二〇	一三五トン
二一	一〇、四九二トン
二二	一九五トン
二三	一、八四七トン
二四	一七トン
二五	○トン
二六	一、八六七トン
二七	五、四七八トン
二八	一トン
二九	一二一トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項のオーストラリア産飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	一、八〇二、九三五トン
一四	三八六、三二五トン

○財務省告示第二百七十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　七万千五百三トン

二　冷凍牛肉　十一万四千七十九トン

2　平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　二万五千三百四十五トン

二　冷凍牛肉　三万七千八百二十五トン

○財務省告示第二百七十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十五万千七百四十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十五万千七百五十五トン

○財務省告示第二百七十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十七年八月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十七年度の初日から平成二十七年七月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万八千六百五十一トン

二　冷凍牛肉　七万四千五百三トン